【監査通信】おうでぃっと めーる

2011.11.1

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit

▼ＩＮＤＥＸ▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～東工大副学長が不正経理を認める　厳重注意処分　外１１件 ～

■【内部監査情報】
・東北大学における安全管理の実態　－東北大学は安全なのか？－
・標準会計監査の今後の予定　－書面監査は 11 月中旬頃 －

■【監査人監査情報】
・平成２３年度監査人監査が始まっています。

■【連載企画】
・「重箱のスミをつついてみれば・・・」　－競争的資金の監査（H23）－
～なぜ、消耗品を実査するのか？～
・「５分でわかる監査のまめ知識　～これで監査も怖くない～　」
「監査人監査・監事監査　～監査の実態とその必要性について～」

■【Audit Cafe】
「労働基準法違反？労働基準監督官がやって来た！
～その時あなたならどうする？～」

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　東工大副学長が不正経理を認める　厳重注意処分　外１１件

監査関係のニュースや日常の気になる話題など､皆様の役に立ちそうなネット上の情報を掲載しております。業務の合間など、息抜きの時にご覧ください。

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

……

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

……

内 部 監 査 情 報

・東北大学における安全管理の実態　－東北大学は安全なのか？－

１０月２０日より監査室初となる「安全管理に関する監査」を、１１部局を対象に実施いたしております。今回の監査項目は、安全衛生、化学薬品、遺伝子実験、防災、禁煙と多岐にわたっており各部局を１日かけて監査を実施しております。

１０月３１日現在、部局担当者の皆様のご協力もあり５部局の監査を終了させることができました。一部規程等に反する事務処理を行っていた事業所もありましたが、おおむね適切に業務を行っていただいているようです。今月の１７日まで残りの６部局にお伺いすることになります。各部局の担当者の皆様にはお手数かけますがよろしくお願いいたします。

【安全管理に関する監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

・標準会計監査の今後の予定　－書面監査は 11 月中旬頃 －

平成２３年度標準会計監査について、書面監査は 11 月中旬頃、実地監査については１月下旬頃から実施する予定です。書面監査については、ある程度テーマを限定して実施する方向で検討していますが、詳細については別途通知します。今年度は通常業務に加え震災対応業務もあり、ご多忙のところ大変恐縮ですが、内部監査へのご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

監 査 人 監 査 情 報

・平成２３年度会計監査人監査が始まっています。

１０月７日の教育・学生支援部を皮切りに、今年度も新日本監査法人による会計監査人監査が始まりました。震災の影響で、例年より約１ヶ月遅れでのスタートとなっております。

今行われているのは、「業務プロセス及び内部統制の把握」と呼ばれる監査手続きで、支払（債務計上）や入金（債権計上）などの各取引における部局内での業務フローと内部統制の状況を把握するために、ヒアリングや資料の閲覧を実施するものです。

今月からは、次の監査ステップである「統制テスト」も予定されており、どの手続きも、来年度に文科省へ提出する財務諸表等にお墨付きをもらうためには欠かせないものとなっておりますので、お邪魔する際には、何卒ご協力をお願いいたします。

監査当日は、我々監査室のスタッフも必ず立ち会いますので、疑問点などがありましたら、遠慮なくお声がけください。

【会計監査人監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

連　載　企　画

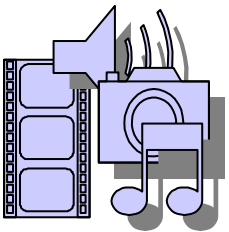


「重箱のスミをつついてみれば・・・」

－ 競争的資金の監査（H23）－　～なぜ、消耗品を実査するのか？～

第二回目となる「重箱のスミをつついてみれば・・・」ですが、今回は、今年の９月から１０月にかけて行われた「競争的資金の監査」における『重箱のスミ』を取り上げたいと思います。

監査実施のため多数の部局へ伺いましたが、その中でよく質問された事項がありました。その事項とは、**「なぜ、パソコン等の消耗品を実査するのか？」**と言うことでした。



ここで質問内容に触れる前に、まず「競争的資金の監査」について、簡単にご説明させていただきます。「競争的資金の監査」は、科研費ハンドブックにも記載がありますが、「通常監査」と「特別監査」に大きく分類

されます。「特別監査」とは言っても、何が特別かはっきりしないと思われる方もいらっしゃるでしょう。
科研費ハンドブックによると、「特別監査」とは「通常監査を行う補助事業のうち概ね１０％以上を対象とした、特別の監査（書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査）」と、定義されています。
固定資産、消耗品を含めた実査は、この「特別監査」の一つに該当しております。

さて、本題に戻します。なぜ固定資産に止まらず、パソコンやデジカメ等の消耗品の実査まで実施したのか？その答えは、「国立大学法人東北大学物品等の無償貸付及び無償譲渡事務取扱細則」の第２条にあります。参考までに第２条とは、下記のような条項となっています。

第２条　前条に規定する無償貸付及び無償譲渡の範囲は、国立大学法人東北大学固定資産等の区分等に関する細則（平成１６年４月１日理事（財務・人事担当）裁定。以下「区分細則」という。）**第３条第３項に規定するもの**（資産外物品を除く。）**及び区分細則別表１の４に掲げる消耗品**（以下「物品等」という。）**について適用する。**
※区分細則別表１の４に掲げる消耗品・・耐用年数が１年未満のもの、又は耐用年数が１年以上で取得価額が５０万円未満のものであって、たな卸資産として計上しないもの

要するに、パソコン、デジカメ等の消耗品といえども、貸付や譲渡を行うには手続きが必要であり、勝手には持ち出せないということになります。



例えば、教員が他の国立大学法人へ異動の際、研究の必要性を理由として固定資産に限らず、パソコン等消耗品を当該機関へ持ち出す事例（無償貸付及び無償譲渡）があるかと思われます。このような場合、消耗品であっても所定の手続き（貸付申請の受付、「物品貸付承認申請書」の受領等、詳細は「物品管理業務マニュアル」P21~23 参照）が必要となり、資産登録がなされていないことを理由に無断で持ち出すことは、細則に反することになります。

今回の監査では、上記のような無断での無償貸付や無償譲渡が行われていないかの確認を行うとともに、事務担当者への制度の周知を目的に消耗品の実査を行わせていただきました。本来、上記のような消耗品の定期実査は義務付けられておりませんが、普段より気に掛けることで、異動時の無断持ち出し、目的外利用等のリスクに対応できるのではないでしょうか。
※「重箱のスミをつついてみれば・・・」は毎月奇数月に掲載しております。



「５分でわかる監査の豆知識　～これで監査も怖くない～　」

豆太郎

最近、マスコットの**豆太郎**が静かな人気を呼んでいる**「５分でわかる監査の豆知識」**です。さて、第７回目は、**「監査人監査・監事監査**　～監査の実態とその必要性～」というお題で始めさせていただきます。

今回は、監査人監査と監事監査の実態とその必要性をご紹介したいと思います。さて、皆様は監査人監査や監事監査を受けたことはあるでしょうか？監査人監査を受けたことがある人はいても、監事監査を受けたことがある人はほとんどいないはずです。監査といってもそれぞれ特徴がありその対象となる内容も異なります。今回は、あまりなじみの薄い監査人監査と監事監査についてわかりやすく（？）お知らせいたします。

（１）会計監査人監査は、なぜ必要なのか？

国立大学法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法という。）第 39 条により、その財務諸表について、**会計監査人の監査を受**

けなければならないものとされています。簡単に言ってしまえば、国立大学法人は、財務諸表が適正であるというお墨付きを会計監査人よりもらわなければならないと言うことになります。このために、東北大学においても会計監査人による監査を受けているのです。

この会計監査人は、準用通則法第 40 条により、文部科学大臣が選任することになっており、その候補者を国立大学法人が選定し、文部科学大臣に候補者の名簿を提出し、文部科学大臣はその名簿の中から選任することとなっています。なお、会計監査人の選任は、準用通則法第 42 条により会計監査人の任期が事業年度毎となっているため、毎年度行われますが、本学において行う候補者の選定においては、複数年度にまたがった期間（具体的には３年間）について選定しようということで、平成 22 年度より複数年による選定をおこないました。



（２）会計監査人はなぜ、部局等の事務手続きを確認しに行くのか？

会計監査人監査は、リスク・アプローチという考え方に基づいて行われています。会計監査人が監査において財務諸表の重要な虚偽の表示を見過ごしてしまうリスクを、監査リスクと言い監査人はこの監査リスクを最小化しようとするのです。

リスク・アプローチでは、監査リスクを次のような３つのリスクから構成されていると考えます。

リスクアプローチ	監査リスク＝①固有リスク×②統制リスク×③発見リスク

※監査リスク

①固有リスク	特定の取引記録や財務諸表項目が本来もっているリスク
②統制リスク	財務諸表の重要な虚偽の表示が、組織の内部統制によって防止することができないリスク
③発見リスク	財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続によって発見されないリスク

①固有リスクは、人間の力では小さくすることはできないリスクなので、大きさは常に一定となり、監査リスクを小さくするためには、次の２つの方法があることになります。

（１）組織の内部統制を整備して、②統制リスクを小さくする。
（２）膨大なコスト（金と時間）をかけて監査手続を綿密に（極端に言えば、全ての会計伝票を対象にして）行って、③発見リスクを小さくする。



監査リスクの大きさは、①固有リスクと②統制リスクと③発見リスクの掛け算で決まるため、①固有リスク、②統制リスク、③発見リスクのいずれか１つのリスクの大きさがゼロとなれば、他の２つのリスクの大きさに関係なく監査リスクがゼロとなると考えれば、理解しやすいかもしれません。

そのため、大学組織の内部統制を整備して、②統制リスクを限りなくゼロに近づけることができれば、会計監査人は、実証手続と呼ばれる監査手続の労力を大幅に減らすことができ、その結果、会計監査に必要なコストも大幅に減らすことができます。

このようなリスク・アプローチの考え方に基づいて会計監査人の監査は行われますので、会計監査人は、先ず、**統制評価手続によって、本学の内部統制の整備状況を監査し、本学の統制リスクの大きさを評価します。**会計監査人が、各部局等における事務手続き等の流れや証憑書類の確認を行うのはこのためなのです。

その結果、本学の統制リスクが大きいと判断すれば、実証手続をより詳細に行い、また、

統制リスクが小さいと判断すれば、実証手続を減らすことにより監査リスクを最小化し、財務諸表が適切なものかどうかの判断を行っているのです。

なお、会計監査人監査日程を見ると、「監査内容」の欄に「統制テスト」や「実証テスト」と記載されていますが、「統制テスト」は統制手続のことで、「実証テスト」は実証手続のことを指しています。

（３）監事監査とは？

監事監査は、内部監査の一種であり国立大学法人法によって規定されている監事が実施しなければならない法定監査になります。主に大学の業務全般を監査の対象とし、関係法令等に基づく業務運営状況の適切かつ効率性、会計経理の適正性を確保するために行っています。

監事は国立大学法人法によって、各大学２名を置くことが定められ、文部科学大臣が任命しています。年度中の監事監査は年度当初に作成される監査計画に従って実施され、大学運営にかかる重要事項について理事や副学長、さらには本部事務機構の各部長や部局の長へのヒアリングなどを行っています。また、監査計画による監査の他に、監事は大学の運営状況を把握するために大学の管理運営に係る重要な会議等に出席しており、必要に応じて監事として意見を述べることができます。さらに、大学が作成した財務諸表等の提出を受けて、決算監査を実施します。

このように、監事の監査というのは、監査対象が業務全般と言っても大学の運営に係る意思決定に係る部分を主に監査をすることになります。監事は、総長、理事・副学長、本部事務機構の各部長、部局の長などのトップマネージメントに対しての監視役であり、課題や問題を指摘しやすい立場にいるのが監事とも言えます。その立場ゆえ監事には下記のような基本姿勢が求められます。

≪基本姿勢≫

① 監事は、国立大学法人の業務の実態を把握し、その課題をよく認識すること。
② 監事たる地位にあるものとしての正当な注意を払うこと。
③ 合理的な判断に基づき意見を形成すること。
④ 公正・不偏の態度を保持すること。
⑤ 職務上知り得た秘密を正当な理由なくほかに漏らさない。



年度中に実施した監査については、監査報告書として監査結果をまとめ総長に提出することになっており、監査の結果に応じて、文部科学大臣に対して意見を提出することができるとされています。

また、監事が監査を行った結果については、財務諸表と決算報告書に関する意見を、監事の意見書としてまとめます。この意見書は本学の財務諸表等へ添付され、文部科学大臣へ提出されます。

以上のように監事は、総長に対する監査報告書と財務諸表と決算報告書に関する監事の意見書を作成することによって、大学の業務の適正な運営を確保するとともに、財務諸表等の透明性の確保を担っていると言えます。

今回は普段馴染みの薄い、監査人監査と監事監査の必要性を説明いたしましたが、少しはご理解いただけたでしょうか？

さて次回は・・・

今まで７回にわたり東北大学を取り巻く監査業務に関する事項を説明してまいりましたが、次回は、**「情報をどう伝えるか！～監査室 WEB ページの挑戦」**というお題で説明したいと思います。

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「労働基準法違反？労働基準監督官がやって来た！
～その時あなたならどうする？～」

と言うお題のようです。いったいどんな話になることやら・・・。

少し衝撃的なお題で始まった今回の Audit Café ですが、皆さんは、労働基準監督署の労務監査（労務調査）（労務調査）を受けたことがありますか？ちなみに私はあります。数年前の事になりますが、突然労働基準監督官が部屋にやって来て、有無を言わさずパソコンの起動終了状態が記録されているパソコンのログを持って行きました。ビックリして何もできなかったことを覚えています。



さてこの労務監査（労務調査）ですが、一般的には丁寧にアポを入れて来ることもあれば、何の予告もなく来ることもあるようです。定期的な労務管理調査で来る事もありますし、労災事故がおこった場合や労働者の申告や投書・密告で来ることもあります。では、この労務監査（労務調査）を万が一受けることになった場合いったいどのようになるのでしょうか？

（１）何をチェックされるのか？

労働基準法違反かどうかを確認するために、監督署の監督官は通常どのようなものをチェックするのでしょうか？具体的には、以下のものが調べられます。

①就業規則②賃金台帳③労働者名簿④出勤簿⑤３６協定（時間外休日労働の協定書）など

さらに、パソコンの起動終了ログを押収し、出勤簿等との突合を行い、パソコンのログと出勤簿上の出退勤時間に差異がないかをチェックするようです。

（２）労働基準法違反が発覚するとどうなるのか？

これらの書類をチェックし問題があった場合（労働基準法違反が認められた場合）、それを改善するよう、大学に対し、文書が交付されます。それがいわゆる「是正勧告書」「指導票」と呼ばれるものです。それを受けた大学は、是正期日までに是正勧告報告書で違反部分を是正しなければなりません。

（３）適正な労務管理が重要！！

監査室において、昨年「勤務時間管理等に関する監査」を実施いたしました。教職員の労務管理の状態を監査いたしましたが、適正に行われている状態とは言えない部分もあり、人事課に対し適正な指導を行うようお願いしたところであります。

また、各部局にて労務管理をしている担当者の皆様におかれましても、労働基準監督署の労務監査（労務調査）を受けることの無いよう、日頃から、しっかりとした労務管理をしておくことを強くお勧めします。余分な労力とお金を使わないためにも、未然防止策を講じておくことが大切なのです。労働基準監督署の労務監査（労務調査）を受けないためには、まずは、労務管理の見直しと時間外労働の適正な管理に努めてください。



労働基準監督署は、忘れたころに突然やってきます。お気を付けください。

監査室　H

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆アドレス変更・配信中止のお手続きは…
kansa@bureau.tohoku.ac.jp
◆その他、各種お問い合わせは…
【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室（８：３０～１７：１５）

０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０（業務担当：佐藤、志賀野）
０２２－２１７－４８８０（財務担当：齋藤、小島、羽田）
【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@bureau.tohoku.ac.jp



Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します
